

流山市水道事業基本計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	水道事業基本計画 修正案
1-1	全体	全体について	本計画は市民にとってわかりやすいものとなるように工夫されています。特に水道研究発表会の成果を本計画にフィードバックさせるのは大変良い試みであり、市民として水道局の取り組みを大きく評価します。参考資料の発表要旨を拝見して、これら四テーマは本市の情勢を踏まえた重要な課題であり、関連する取り組みは合理的なデータに基づき十分に検討された上で適切に実施されていることが良く分かりました。研究発表会は準備等到大変なご苦労があると推察しますが、発表により公表することで、外部の意見を聞く良い機会となります。また、本市の取り組みをアピールする機会にもなり、市や市民にとって恩恵があります。このような水道局の建設的な取り組みに市民として是非協力したいと思いました。	今後も積極的に発表会等への参加をしてまいります。	無	
1-2	全体	全体について	表流水と異なり、地下水は水源として安定的なメリットがあります。東日本大震災の際は安心・安全な水として、市民として水道水源としての地下水の重要性を再認識しました。本計画は安定的な井戸取水量の確保、渇水時の対応にも言及されており、市民の安心と安全に大きく資するものです。計画的に着実に進めてください。	安心・安全な水の安定的供給のため、本計画を現実化してまいります。	無	
1-3	24	職員数について	本計画の実施と将来の流山市の水道のためには、十分な職員の確保と技術の継承が不可欠です。今後も外部委託する業務範囲は十分に精査して行い、確かな技術の継承を念頭に長期的な視野に基づいて常勤職員の確保と養成を進めて下さい。市や議会には、水道の安心・安全を脅かす過度な費用削減が要求されないよう努めるとともに、本計画のような建設的な取り組みを行う水道局に人員や予算などが十分に配分されることを市民として強くお願いしたいです。	安心・安全な水の安定供給のため、人員の確保及び技術継承に努めます。	無	
1-4	34	将来の見通しについて	本計画では、将来的に井戸を廃止し、北千葉広域水道企業団の受水のみで流山市の水道を賄うことを想定しています。この点は市民として絶対に受け入れられません。地下水は流山市の独自の判断で確保し給水できるものであり、渇水時や緊急時の生活用水や飲用水源として極めて重要です。防災井戸では決して代用できませんし、渇水時や緊急時には供給量が調整されてしまう可能性がある広域水道企業団の水とは、安心・安全・安定の観点では、価値が全く違います。流山市水道局の水は、広域水道企業団の水で代用できません。昨今では衛生を担保するためには多量の生活用水が必要であり、コロナ禍において生じる渇水や緊急時には重要性が増していると言えるでしょう。緊急時や渇水時に地下水を水道水源として安定的に利用するためには、平時から日常的に地下水を利用することが極めて重要です。地下水の利用は一朝一夕でできるものではなく、水道局が担い手として受け継いできた市の財産です。利用中止や廃止を見据えた維持・運用は市民として看過できません。令和24年度以降も水道水源として市の井戸を維持して、地下水を給水するような計画に修正してください。井戸の廃止は、渇水時や緊急時の水道の安心・安全が脅かされる可能性がありますので、行き過ぎた費用削減です。R24年度に井戸を廃止するのではなく、将来にわたり持続的に維持・運用することを要望します。難しいお願いとは思いますが、どうか知恵を絞って調整頂き、井戸と地下水の給水を継続していただけないでしょうか。どうぞよろしくお願い申し上げます。	井戸については、令和24(2042)年度以降も継続して使用する方針で、適切な維持・管理を行っていきます。本文の表現を修正いたします。	有	34ページ、左側最終行～右側6行目 本市では、この受水量と必要水量との不足分(最大15,000m ³ /日)を井戸水でまかなっていかなければなりません。令和24(2042)年度には、受水量だけで必要水量をまかなえると推計されていますが、渇水及び受水停止等の災害に備えるため、将来にわたり最大11井(+予備2井)の井戸を適切に管理しながら使いつづけることが必要であるといえます。
1-5	全体	上下水道事業運営審議会について	上下水道事業運営審議会について、本計画の本文の中に記述が見受けられません。目的や役割などを本文に明記して、本計画に位置付けた方が良いと思います。ご検討ください。また、本計画を拝見して、本市においては「地下水」が重要であることが良く分かりました。学識経験者の委員の先生方においては、「地下水」をご専門とする先生が見受けられません。今後、本計画を着実かつ発展的に進めるためには、近隣の大学や公的研究機関にご協力を頂いて、例えば水文学、水文地質学、水循環、地盤などの専門の先生も新たに加わって頂いてご意見をうかがえるような体制が必要と思いました。ご検討ください。	上下水道事業運営審議会は受益者を代表する者から公募で10名、学識経験者5名の15名で構成されています。地下水についての考え方は1-7で示したとおりですので、地下水を専門とする学識経験者への委嘱は考えておりません。	無	
1-6	30・参考資料	特別給水契約制度について	「流山市版特別給水契約制度」は大変良い取り組みです。近年、地下水の公共性についての議論が進んでいます。たとえ揚水する井戸は事業者の土地にあっても、取水する帯水層は広域に分布しており、事業者が取水する地下水は事業者の土地だけで賄えるものではありません。過剰揚水は地下水環境の変化だけでなく、地盤の安定性にも影響を及ぼすこともあります。地下水の保全と地盤沈下の抑制の観点からも、きわめて重要な取り組みだと思いました。市民として全面的に賛成します。是非、事業者にご理解頂く取り組みと併せて、今後も本制度を積極的に進めて頂きたいと思いました。	今後とも本制度を進めてまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	水道事業基本計画 修正案
1-7	第三章	地下水の保全と管理について	<p>地下水を水道水源として、安定供給をいつまでも持続的に確保するために、本計画に「地下水の保全と管理」を追記するのはいかがでしょうか。新たな取り組みを求めものではなく、既に実施している取り組みで地下水の保全と管理に役立っているものを整理して記載するというご提案です。例えば、現在でも既に地下水位を管理して計画的に取水されていると存じます。また、「特別給水契約制度」は、民間事業者による地下水開発を抑制・管理することにつながっています。緑の保全や雨水流出抑制など市の他部局が行う取り組みも直接・間接的に地下水涵養に役立っているはずで、これらを「地下水の管理と保全」として再評価して位置付けると良いと思えました。本計画は大変わかりやすく工夫されていると評価していますが、「資源の管理と保全」の観点が増加されると、事業の持続性の説明がより明確になると思いました。ご検討ください。</p>	<p>地下水は千葉県環境保全条例により規制されており、地下水の管理は千葉県が行っています。今回は流山市水道事業基本計画の策定であることから、地下水の管理と保全については、記載しない方針です。</p>	無	